

政務活動費

(志 誠 会)

出張報告書

令和2年 3月 日

氏 名 小熊坂孝司	用 務 1. 議員力向上研修 2. 外国人介護職員の調査
期 間 令和2年 2月 16日から 令和2年 2月 18日まで	出張先 1. 東京都中央区八重洲1-2-16 2. 東京都千代田区永田町2-1-1

調査事項・意見

(1) 議会のしくみ基礎講座 17日 10:00~12:30

場所: TKP東京駅日本橋カンファレンスセンター

講師 松野 豊 麗澤大学地域連携センター客員研究員

・議会ではどんな場なのか・議会内コミュニケーション改革・デオバートとダイアログ・意思決定の基準を明確にする・議員の存在意義と提案について・二代表制とは・議事機関とは・標準会議規則とは以上の基礎講演の中に講師が関わった事例を交え実践的な内容であった。本市に於ける議会の改革は常に見直作業が必要である。

(2) 結果の出る一般質問 14:00~16:30

場所: TKP東京駅日本橋カンファレンスセンター

講師 松野 豊 麗澤大学地域連携センター客員研究員

・一般質問の意義と目的・質の高い一般質問・通告書の書き方と執行部とのすり合わせ・ケーススタディー以上の講座内容に講師松野豊氏が流山市議会議員現職時の事例を教材として講義を行う。

今後、一般質問では、将来の姿をイメージし、現状、事実とのギャップを見つける、ここに問題や課題が潜んでいると思われる。

(3) 外国人介護職員の調査・研究 18日

場所： 参議院議員会館 林 芳正事務所

参加者： 出入国在留管理庁 在留管理支援部特定技能企画室

外国人材制作第三 係長 杉山智紀 他2名

介護職人材不足は本市においても喫緊の課題である

昨年4月1日よりスタートした特定技能制度の現況を調査した、

従来からある、技能実習生と比べて特定技能外国人は質が高く

受入れ要件も高いようだ、

その他経済連携協定（EPA）候補者もあるものの2国間協定により

介護外国人の受入れは少数である。

所轄の庁省は以下の通り。

技能実習生；厚生労働省

特定技能。EPA：法務省

今後受入れ希望団体等の行政支援が必要がある。

地方議員研究会 3期目までの議員さんにオススメ!!

議会人として結果の出る!!

議員力向上研修



2/12(水) 2/17(月)

in東京

10:00 ~ 12:30

議会のしくみ 基礎講座

- ・議会とは、どんな場なのか
- ・議会内コミュニケーション改革
- ・ディベートとダイアログ
- ・意思決定の基準値を明確にする
- ・議員の存在意義と権限について
- ・二元代表制とは
- ・議事機関とは
- ・標準会議規則とは

14:00 ~ 16:30

結果の出る 一般質問講座

- ・一般質問の意義と目的
- ・質の高い一般質問とは
- ・通告書の書き方と執行部とのすり合わせ
- ・ケーススタディ
 - ① 流山市のブランド化(マーケティング)について
 - ② 重すぎるランドセル「置き勉」解禁について

講師

まつの 豊

麗澤大学 地域連携センター客員研究員

1969年千葉県流山市生まれ。廣池学園 麗澤高校を卒業後、株式会社リクルートに入社し、様々な業界の人材採用戦略や人材育成、組織向上などに従事。1999年に流山市議会議員選挙に立候補し、初当選。議員現職時には、議会基本条例策定特別委員会 委員長、議会運営委員会 委員長、議会活性化推進特別委員会 委員長、広報広聴特別委員会 委員長、ローカル・マニフェスト推進地方議員連盟(マニフェスト大賞創設)地方議員公選ピア配布解禁など、初代共同代表、社団法人「地方創生推進協議会」議員連合事務局 局長補佐等を歴任。2012年流山市議会が議決改革ランキング全国1位(日本経済新聞社)となる。2015年議員を卒業し、NPO法人インスピリット(就労継続支援A型事業所)理事、合同会社ジャンプ(就労移行支援・相談支援事業所)管理者、一般社団法人障がい者ワークスタイル研究所 所長、NPO法人ドットジェイビー(議員インターンシップ)顧問、フジテレビ月9ドラマ「民衆の敵～世の中、おかしくないですか!?～」監修等を務める。

【関連書籍】

オモシロキ コトモナキ世ヲ オモシロク
(サンクチュアリ出版)

「20代、コネなし」が市議会議員になる方法
(ダイヤモンド社)

民衆の敵～世の中、おかしくないですか!?～
(扶桑社文庫)

◆議会改革ブレークスルー 10 の法則

平成 31 年 3 月 28 日

麗澤大学地域連携センター

客員研究員 松野豊

Method 1 ▶ 議会改革は議員同士のコミュニケーション改革。

主義主張や方法論が違っていても「自分たちの故郷をより良くしていこう！」という思いで選挙を戦って有権者から選ばれた人たちなのだからひとつになれる。という信頼ポイントを置いて、まずは、会派党派を超えた一人の人間同士。という関係を創り上げる。また、五感を開いて相手をよく観察し、相手議員の本音と建て前を、しっかりと見極める。

“子曰、視其所以、觀其所由、察其所安、人焉廋哉、人焉廋哉” 論語 為政第二

[読み下し] 子曰(しのたま)わく、其(そ)の以(な)す所(ところ)を視(み)、其の由(よ)る所を觀(み)、其の安(あん)んずる所を察(み)れば、人(ひと)焉(いづく)んぞ廋(かく)さんや。人焉(いづく)んぞ廋さんや。

[通釈] 孔子云う、「一にその人の行為をよく注意して視(み)る。二にその行為の拠って来た原因・動機を觀(み)る。三にその人がどんな所に安らぎを求めているかを(み)察る。この様にすれば、その人の正体はすっかり分かってしまうものだ。どうして隠せようか」。

Method 2 ▶ 地方議会に関わる法律(主に日本国憲法や地方自治法)や仕組み(議会制民主主義、二元代表制等)を正確に理解して、自分自身の腹に落とす。

自分自身が勉強して得た知識を、他の議員にひけらかすような態度は、おくびにもみせてはならない。議員同士で議会改革の議論や自由討議をする際には、あくまでも淡々と論理的に議論をする。

Method 3 ▶ 議員全員対象の研修会を企画して大学教授などの学識経験者から語ってもらう。

法律を紐解いてみれば、民主主義とは主権在民であり、市民に開かれない議会などあり得ない。ということが理解できる。しかし、このことを議員が議員に対して解いてもうまくいかない。だからこそ、大学教授をはじめとした学識経験者に代弁してもらう。さらに、議会改革を推進するためには、二元代表制ということが(執行機関と議事機関=対等・協力)議員ひとりひとりの腹に落ちている状態でなければならない。講師選定の基準は、学識だけでなく、地方議会の実態も御存知かどうか? 「あの先生は有名だから」とか、安易な基準で講師選定をするのではうまくいかない。講師の先生には、自分が所属する議会の問題点や課題について、予めレクチャーしておいて、講演後のゴールイメージを講師の先生と共有しておく。

介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣
国家公安委員会
外 務 大 臣
厚生労働大臣

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）を踏まえ、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、法第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）にのっとり、介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定める。

- 1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）

介護分野

- 2 特定産業分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項

(1) 特定技能外国人受入れの趣旨・目的

介護分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

(2) 生産性向上や国内人材確保のための取組等

介護人材確保に向けては、介護人材の処遇改善に加え、多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進・生産性向上、介護職の魅力向上等、総合的な取組を進めており、2014 年から 2016 年までにかけて、対前年比で平均 6 万人程度増加している。

(処遇改善)

介護人材の処遇改善については、これまでの合計で月額 5 万 7,000 円の改善に加え、2019 年 10 月からは、「新しい経済政策パッケージ」（2017 年 12 月 9 日閣議決定）に基づき、介護サービス事業所における勤続年数 10 年以上の介護福祉士に月額平均 8 万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費 1,000 億円程度を投じ、更なる処遇改善を行い、他産業と遜色のない賃金水準を目指している。

(生産性向上のための取組)

生産性向上のための取組については、介護ロボットや ICT の活用による業務負担の軽減や職場環境の改善に引き続き取り組んでいるほか、組織マネジメント改革を推進するための「生産性向上ガイドライン」の策定を進めている。

(国内人材確保のための取組)

国内人材確保については、上記に加え、介護分野へのアクティブシニア等の参入

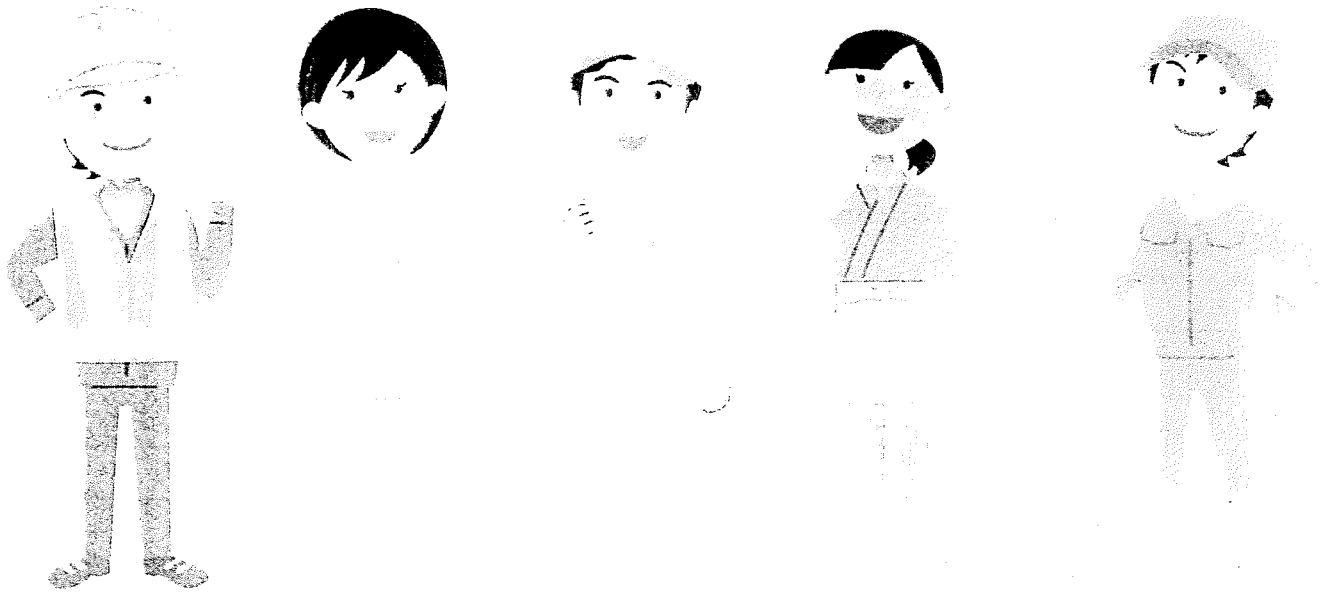
新たな外国人材の受入れ制度
2019年4月1日からスタート!

受入れ機関向け

在留資格

「特定技能」が創設されます

今回の制度は、深刻な人手不足の状況に対応するため、
一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れる制度です。



特定技能1号※

特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

- 在留期間：1年、6か月又は4か月ごとの更新、通算で上限5年まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認められない
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

※在留資格「特定技能」には、特定技能1号と特定技能2号の2種類があります。特定技能2号は、特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格です。

法務省入国管理局